

## 主張

### 国民の自由を束縛し、監視社会を招く「共謀罪」の廃案を！

安倍晋三政権が後半国会の重要法案と位置付ける「共謀罪」法案（組織犯罪処罰法改定案）が衆院で審議入りしました。「共謀罪」は過去3度国会に提出されましたが、「内心」を取り締まり、思想・信条の自由を侵す重大な危険性があることから、国民の批判によって、廃案に追い込まれましたが、またもや「共謀罪」法案をオリンピック開催の機に乗じ、テロ対策に必要と持ち出し、今国会で成立をもくろんでいます。

戦前の治安維持法などで思想、信条、言論にたいする厳しい取り締まりと弾圧が繰り返され、罪のない多くの人々が犠牲になりました。こうした反省で、日本国憲法は、21条の表現の自由、23条の学問の自由、20条の信教の自由のほかに、19条で思想・信条の自由を規定しています。また、31条から40条まで、詳細な刑事手続きを保障しています。

一方、「共謀罪」法案は、犯罪が実際起きていない段階で、2人以上で「計画」し、「準備行為」をしたと捜査機関がみなせば、取り締まり、処罰の対象にするというものです。近代刑法では、犯罪によって具体的な被害が生じた場合に初めて処罰するということが原則で、「心の中で思った」だけでは処罰対象にできません。

まだ発生していない「犯罪」を「話し合い、相談」の段階で取り締まることは、捜査のあり方を従来と大きく変え、犯罪が話し合われているかいないか、捜査機関が日常的に国民の言動に目を光らせることになってきます。

安倍首相らは、「一般の人たちが対象になることはない」と繰り返しますが、団体の構成員の一部が犯罪的な行為をした時、構成員も対象になります。どんな団体・組織を対象にするかの判断は捜査機関です。警察などから「怪しい」と決めつけられた団体、それに所属する個人は電話盗聴や尾行などの対象にされる危険があります。

「国民の話し合い」を監視・取り締りの捜査権限の拡大も進んでおり、昨年国会では、盗聴捜査を可能にした通信傍受法の改悪が強行され、それまで「薬物犯罪」や「銃器犯罪」など4類型に限られていた盗聴対象の犯罪が、「窃盗、強盗」などへ広げられました。「室内盗聴」も可能にする法改定も検討されています。金田勝年法相は、「共謀罪」捜査で通信傍受法を使うことを否定していません。メールやラインのやりとりも監視されるおそれがあります。この法案には、「密告を奨励」する条文もあり、えん罪を続発させる危険が指摘されています。

国際組織犯罪防止条約は、テロ対策でなく、経済犯罪を主眼においており、しかも国連は、各国が組織犯罪対策を国内法の基本原則に適合させ、憲法の範囲で対処することとしています。この法案の問題点は、テロ対策を口実にしていること、経済犯罪を除外していること、一般市民も277の犯罪で計画の段階で処罰すること。罪刑法定主義も適正手続きも根本から破壊するものです。立憲主義をゆがめ、憲法の三権分立、民主主義と人権擁護と相容れません。秘密保護法、安全保障法など「戦争する国」づくりと一体となった国民監視社会への道を阻止し、自由に発言し、自由に表現し、自由に活動する社会を守るために、広い分野の人々と共に、国会内外の運動を早急に強め、「共謀罪」を廃案に追い込まなければなりません。